

省 令

○財務省省令第二号  
国土交通省

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令(平成二十二年政令第百五十八号)別表の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十五年十一月二十二日

外務大臣 岸田 文雄  
財務大臣 麻生 太郎  
国土交通大臣 太田 昭宏

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令  
省令  
国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令(平成二十二年財務省令第一号)の一部を次のように改正する。  
第二条第三十六号口中「直径の最小値が五ミリメートル以上のものうち、」を「内容物と接触する全ての部分が」に改め、同条に次の二号を加える。

六十 ふつ素系潤滑剤  
第三条第二項第九号中「五立方メートルを超えるもの」を「一立方メートルを超えるもの若しくはその部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター若しくはジェットポンプノズル」に改める。

第五条第九号中「日本工業規格B二五二四号(転がり軸受の精度)を「日本工業規格B二五二四一(転がり軸受の公差)第一号(ラジアル軸受)」に改め、同条第十号口中「球形の下に」又は「回転円筒」を加え、同号へ及びト中「合金」の下に「粉末状のもの」を「であつて、」の下に「篩、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した」を加え、「粉末状」を「もの含有量が全体積若しくは全重量の九〇パーセント以上」に改め、同号中「塩素酸塩又は」を「塩素酸塩若しくは」に「金属又は」を「金属若しくは」に「その混合物」を「過塩素酸ナトリウム」に改める。

第五条第二十一号中チを削り、トをチとし、ハからハまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。  
ハ 融点が三、〇〇〇度以上のセラミックの複合材料であつて、次のいずれかに該当するもの  
(一) 円筒であつて、直径が一〇〇ミリメートル以上で、かつ、長さが五〇ミリメートル以上  
(二) 管であつて、内径が六五ミリメートル以上で、厚さが二五ミリメートル以上で、かつ、長さが五〇ミリメートル以上のもの  
(三) 塊であつて、各辺の長さがそれぞれ二二〇ミリメートル以上、二二〇ミリメートル以上及び五〇ミリメートル以上の直方体を切り出すことができるもの

第五条第二十一号に次のように加える。  
リ 特殊鋼であつて、抑制赤煙硝酸又は硝酸に耐食性を有するもの  
第五号第二十八号に次のように加える。  
ホ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するように設計したアンピリカル電気コネクタ又は段間電気コネクタ(ペイロードとロケットの間の電気コネクタを含む)。

第五条第三十六号中「風洞」を「空気力学試験装置」に改め、「若しくはこれを用いた装置」の下に「又は風洞の部分品」を加え、同号口中「風洞」を「空気力学試験装置」に改め、「限る。」の下に「マッハ数が三以下で、かつ、測定部断面の長さが二五〇ミリメートル以下の風洞を除く。」を加え、同号に次のように加える。  
ハ 風洞に使用することができる天秤、熱流計測装置又は気流制御装置

第五号に次の一号を加える。  
四十 パイロ弁  
附則  
この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第三百十五号)の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第二百二十四号  
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第五十一号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。  
平成二十五年十一月二十二日  
厚生労働大臣 田村 憲久

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正  
第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第九十九号)の一部を次のように改正する。  
第一条の四を第一号の五とし、第一号の三の次に次の一条を加える。  
(法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第一条の四 法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものとする。  
第六条の三中、「共同生活介護」を削り、「及び就労継続支援」を「就労継続支援及び共同生活援助」に改める。  
第六条の四を次のように改める。

第六条の四 削除  
第六条の五(見出しを含む)中「第五条第十項」を「第五条第十項」に改める。  
第六条の六(見出しを含む)及び第六条の七(見出しを含む)中「第五項第十三項」を「第五項第十二項」に改める。  
第六条の八(見出しを含む)及び第六条の九(見出しを含む)中「第五項第十四項」を「第五項第十三項」に改める。

第六条の十(見出しを含む)中「第五項第十五項」を「第五項第十四項」に改める。  
第六条の十一(見出しを含む)中「第五項第十八項」を「第五項第十七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第六条の十一の二 法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定めるものは、障害者支援施設、のぞみの園(法第五条第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ)若しくは第一条若しくは第二条の三に規定する施設に入所している障害者、精神科病院(法第五条第十八項に規定する精神科病院をいう)に入院している精神障害者、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設若しくは同条第三項に規定する更生施設に入所している障害

者

者、刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）第一条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下この条において「更生保護施設」という。）に收容されている障害者又は法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十五条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十二条第三項若しくは第八十五条第三項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第六十二条第二項の救護若しくは同法第八十五条第一項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊している障害者とする。

第六條の十二（見出しを含む。）中「第五條第十九項」を「第五條第二十項」に改める。  
 第六條の十三（見出しを含む。）及び第六條の十四（見出しを含む。）中「第五條第二十項」を「第五條第十九項」に改める。  
 第六條の十五の見出し及び同條第一項中「第五條第二十一項」を「第五條第二十項」に改め、同條第二項中「第五條第二十一項」を「第五條第二十項」に、「第五條第二十二項」を「第五條第二十一項」に改める。

第六條の十六（見出しを含む。）中「第五條第二十二項」を「第五條第二十一項」に改める。  
 第六條の二十（見出しを含む。）中「第五條第二十四項」を「第五條第二十三項」に改める。  
 第六條の二十一（見出しを含む。）中「第五條第二十六項」を「第五條第二十五項」に改める。  
 第七條第二項第三号中「及び特別介護給付費」を「特別介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）又は特別訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）」に改める。

第九條第一号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。  
 第十一條中「及び特別介護給付費」を「特別介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）又は特別訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）」に改める。  
 第十二條第一号及び第十四條第六号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。  
 第十五條第一項第二号中「共同生活介護」を削る。  
 第二十五條第四号中「共同生活介護又は」を削る。  
 第二十七條中「昭和二十五年法律第四百四十四号」を削る。  
 第三十四條第二号中「共同生活介護」を削る。

第三十四條第三号第三項第四号中「共同生活住居（法第三十四條第一項に規定する共同生活住居をいう。）」を「共同生活援助を行う住居」に改め、「共同生活介護」を削る。  
 第三十四條の十三を次のように改める。  
**第三十四條の十三 削除**

第三十四條の十九第一項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「第二十三條において準用する指定障害福祉サービス基準第五十一條」を「第二十二條の二（指定障害福祉サービス基準第二十三條の十二において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第二十三條において準用する指定障害福祉サービス基準第五十三條第一項」を「第二十二條の四第一項（指定障害福祉サービス基準第二十三條の十二において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一 指定障害福祉サービス基準第二十三條の二に規定する受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地  
 第三十四條の十九第二項中「第十五号」を「第十六号」に改め、同條第三項中「第十三号」を「第十四号」に改める。

第三十四條の二十の三第四項第三号中「共同生活介護及び」を削る。  
 第三十四條の二十三第一号各号列記以外の部分中「第三十四條の八第四号」を「第三十四條の八第一項第四号」に、「第三十四條の九第四号」を「第三十四條の九第一項第四号」に、「第三十四條の十一第一項第四号」を「第三十四條の十一第一項第四号」に、「第三十四條の十二第四号」を「第三十四條の十二第一項第四号」に改め、「第三十四條の十三第四号」を削り、「第三十四條の十四第四号」を「第三十四條の十四第一項第四号」に、「第三十四條の十五第四号」を「第三十四條の十五第一項第

四号」に、「第三十四條の十六第四号」を「第三十四條の十六第一項第四号」に、「第三十四條の十七第四号」を「第三十四條の十七第一項第四号」に、「第三十四條の十八第四号」を「第三十四條の十八第一項第四号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「第十二号から第十四号まで及び第十六号」を「第十三号から第十五号まで及び第十七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同條第二項中「第十号まで及び第十二号」を「第九号まで及び第十一号」に改める。  
 第三十四條の二十七第一号中「法第五條第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。」を削る。  
 第三十四條の五十四第二項中「第五條第二十二項」を「第五條第二十一項」に改める。  
 第七十條の表及び第七十一條の表中「第三十四條の十二」を「第三十四條の十三」に改める。  
**第二條** 介護給付費等の請求に関する省令の一部改正  
 附則第二條第一項中「介護給付・訓練等給付費等明細書」の下に「又は訓練等給付費等明細書」を加える。

附則第三條第二項中「及び様式第三」を削り、同條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。  
 3 前條第一項の訓練等給付費等明細書の様式は、様式第三のとおりとする。  
 様式第三中「~~器職器職~~」を「~~器職器職~~」に改め、「~~器職器職~~」及び「~~器職器職~~」を削り、「器職器職」に改める。  
 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）  
**第三條** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

「第八章 共同生活介護」  
 第一節 基本方針（第百三十七條）  
 第二節 人員に関する基準（第百三十八條・第百三十九條）を「第八章 削除」に、  
 第三節 設備に関する基準（第百四十條）  
 第四節 運営に関する基準（第百四十一條―第百五十四條）  
 「第十四章 共同生活援助」  
 第一節 基本方針（第百七十七條）  
 第二節 人員に関する基準（第百七十八條・第百七十九條）を  
 第三節 設備に関する基準（第百八十條）  
 第四節 運営に関する基準（第百八十一條―第百九十三條）  
 第五節 外部サービス利用の趣旨及び人員に関する基準（第百九十四條）  
 第六節 設備に関する基準（第百九十五條）

七條）  
 （第百八條・第百九條）  
 （第百十條）  
 （第百十一條の二）第百十三條）  
 型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準  
 基本方針（第百十三條の四・第百十三條の五）  
 標準（第百十三條の六）  
 標準（第百十三條の七）第百十三條の十二）  
 型指定共同生活介護事業等に関する特例（第百十七條・第百十八條）を「第十六章 削除」に改める。

に、「第十六章 一  
 型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準  
 基本方針（第百十三條の四・第百十三條の五）  
 標準（第百十三條の六）  
 標準（第百十三條の七）第百十三條の十二）  
 型指定共同生活介護事業等に関する特例（第百十七條・第百十八條）を「第十六章 削除」に改める。

第一条第五号中、「第百十六條」を削り、「第八十條」の下に、「第百十六條」を加え、「第百三十八條、第百三十九條（第百九條において準用する場合を含む。）」を削り、「第百二十五條及び第百二十七條」を、「第百九條（第百十三條の五において準用する場合を含む。）」、「第百三十三條の四及び第百三十五條」に改め、同条第六号中、「第百四十條第五項（居室に係る部分に限る。）」（第百二十條において準用する場合を含む。）」及び第七項第二号（第百二十條において準用する場合を含む。）」の六において準用する場合を含む。）、第八項第二号（第百十三條の六において準用する場合を含む。）」及び第九項第三号（第百十三條の六において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号中、「第百五十四條」を削り、並びに第百十三條を、「第百十三條並びに第百十三條の十二」に、「及び第百十三條」を、「第百十三條及び第百十三條の十二」に改め、「第百四十七條第三項」を削り、「及び第百三十一條第二項」を、「第百三十一條第三項（第百十三條の十二において準用する場合を含む。）」及び第六項（第百二十條において準用する場合を含む。）」（第百二十條において準用する場合を含む。）」及び第九項第四項（第百十三條の六において準用する場合を含む。）」に改め、同条第八号中「第百四十條第四項（第百二十條において準用する場合を含む。）」及び第六項（第百二十條において準用する場合を含む。）」（第百二十條において準用する場合を含む。）」及び第九項第一号（第百十三條の六において準用する場合を含む。）」に改める。

第二条第三号中「第五條第二十二項」を「第五條第二十一項」に改める。

第四条第二項中「重度の肢体不自由者」の下に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を、「常時介護を要するもの」に改める。

第五条第一項中「者（以下この章の下に）」、「第百十三條の二及び第百十三條の十第二項」を加える。

第七十八條第一項第二号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第百十五條第一項第二号中「第百三十八條第一項に規定する指定共同生活介護事業者」を削り、「又は第百二十八條第一項」を、「第百二十八條第一項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の下に「又は第百三十三條の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「第百三十七條に規定する指定共同生活介護」を削り、「又は第百二十七條に規定する指定共同生活援助」を、「第百二十七條に規定する指定共同生活援助又は第百十三條の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第百三十八條第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等が設置する当該指定に係る）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を、「指定共同生活援助事業所」に改め、「に同じ」の下に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第百十三條の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第二項第二号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第三項第一号中「第百三十八條第一項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「規定する指定共同生活援助事業所」の下に、「第百十三條の四第一項に規

定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中「第百三十七條に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に、「第百十三條の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第百十六條中「第六條」を「第五十一條」に改める。

第百二十四條第二号中「第百三十八條第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第三十四條第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第百二十七條第一項中「及び第百二十八條第一項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第百三十二條第三項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第八章 削除

第百三十七條から第百五十四條まで 削除

第百七十條の二を第百七十條の三とし、第百七十條の次に次の一条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第百七十條の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第百七十一條中、「第二十二條」、「第百四十四條」、「第二十二條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び、「第百四十四條中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」が」とを削る。

第百八十四條中、「第二十二條」を削り、「まで、第百四十四條」を「まで、第百七十條の二」に改め、「第二十二條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第百四十四條中「支給決定障害者」とあるのは「第百七十條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」が」に改め、「同じ」が」の下に「と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」を加える。

第二百七条中「相談」の下に、「入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。  
 第二百八条第一項第一号中「十」を「六」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下この号において「区分省令」という。）第二条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

第二百九条を次のように改める。  
 （管理者）

第二百九条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。  
 第二百十條を次のように改める。

（設備）

第二百十條 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第四項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員を一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第十四章第四節中第二百一十一條の前に次の五條を加える。

（入退居）

第二百十條の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。（入退居の記録の記載等）

第二百十條の三 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。（利用者負担額等の受領）

第二百十條の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に対し支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に対し支給された共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に対し支給されたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第二百十條の五 指定共同生活援助事業者は、第二百十三條において読み替えて準用する第五十八條に規定する共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業者の従業員は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの管理責任者の責務)

第二百十條の六 サービス管理責任者は、第二百十三條において準用する第五十八條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることと認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業員に対する技術指導及び助言を行うこと。

第二百十一條の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第二項中「による」の下に「介護又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第二百十一條の次に次の二條を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百十一條の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第二百十一條の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員

四 指定共同生活援助の内容及び支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

第二百十二條第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第二百十二條第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第二百十二條の次に次の三條を加える。

(支援体制の確保)

第二百十二條の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百十二條の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第二百十二條の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第二百十三條中、「第百四十一條から第百四十六條まで、第百四十八條、第百四十九條及び第百五十一條から第百五十三條まで」を「及び第百七十九條の二」に、「第二百十三條において準用する第百四十九條」を「第二百十一條の三」に、「第二百十三條において準用する第百四十三條第一項」を「第二百十條の四第一項」に、「第二百十三條において準用する第百四十三條第二項」を「第二百十條の四第二項」に、「第二百十三條において準用する第百五十三條第一項」を「第二百十二條の四第一項」に、「第百四十三條第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは、「当該指定共同生活援助事業者」と、第百四十五條第一項及び第百四十六條第一項中「第百五十四條」とあるのは、「第二百十三條」と、第百四十六條第一項第三号及び第百四十八條第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」を、「第百七十九條の二」第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」に改める。

第十四章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百十三条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第二百十三条の十二において読み替えて準用する第五十八条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成相談その他の日常生活上の援助(第二百十三条の四第一項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うもの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百十三条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百十三条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
- イ 利用者の数が三十以下 一以上
- ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第二百十三条の五 第二百九条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

第二百十三条の六 第二百十条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第四款 運営に関する規程

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百十三条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百十三条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第二百十三条の八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第二百十三条の九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地
- 六 入居に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第二百十三条の十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業者ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。  
3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二百十三條の十一 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者又は受託居宅介護サービス事業者の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二百十三條の十二 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条、第九十二条、第九十七条の二、第二百十條の二から第二百十條の六まで、第二百一十一條、第二百一十一條の二及び第二百一十二條の二から第二百一十二條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一十三條の十二において準用する第二十条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百一十三條の十二において準用する第二十一条第二項」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第二百一十三條の十二において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第二百一十三條の十二において準用する第五十三條の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百一十三條の十二において準用する第六十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百一十三條の十二において準用する第七十二条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一十三條の十二」と、第九十九条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一十三條の十二において準用する第二百一十二條の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百一十二條の二第一項中「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百一十一條第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第十六章を次のように改める。

第十七章 削除

第二百七條及び第二百十八條 削除

附則第四條第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第七條第一項各号列記以外の部分中、「第百四十條第一項（第二百十條において準用する場合を含む。）」を、「第二百十條第一項（第二百一十三條の六において準用する場合を含む。）」に、「指定共同生活介護の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」に改め、同項第一号中「指定共同生活介護又は指定共同生活援助（以下「指定共同生活介護等」という。）」を「指定共同生活介護又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活介護等」という。）」に、「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同条第二項中「指定共同生活介護」を、「第二百十條第一項（第二百一十三條の六において準用する場合を含む。）」に、「当該共同生活介護」を、「当該共同生活援助」に改め、同条第三項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第百四十條第一項（第二百一十三條の六において準用する場合を含む。）」を「第二百十條第二項から第九項まで（第二百一十三條の六において準用する場合を含む。）」に、「第百四十條第二項中」を「第二百十條第二項中」に改める。

附則第九條の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第九條の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同条中「指定共同生活介護事業所若しくは」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加える。

附則第十條の見出し中「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に改め、同条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、「第百五十四條又は」を削り、「第二百一十三條の下に」又は「第二百一十三條の十二」を加える。

附則第十一條中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第十二條中「指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」といい、）」に、「第百四十條第一項（第二百十條において準用する場合を含む。）」を「第二百十條第一項（第二百一十三條の六において準用する場合を含む。）」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に改める。

附則第十三條（見出しを含む。）」中「経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護の事業」を「指定共同生活援助の事業」に、「第百三十八條第一項第二号」を「第二百一十八條第一項第二号」に改める。

附則第十四條の見出し中「経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同条第一項中「経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護の事業」を「指定共同生活援助の事業」に、「第百五十四條」を「第二百一十三條」を、「第二百一十一條第三項」に改め、同条第二項中「経過の居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過の居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第百五十四條」を「第二百一十三條」に、「第百四十六條各号」を「第二百十條の六各号」に改める。

附則第十五條から附則第十七條までを次のように改める。

附則第十五條から附則第十七條まで 削除

附則第十八條中「指定共同生活援助事業者等」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第百四十條第六項及び第七項（これらの規定を第二百十條において準用する場合を含む。）」を、「第二百十條第七項及び第八項（これらの規定を第二百一十三條の六において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第十八条の二の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活介護事業所」に改め、同条第一項及び第二項中「第四百四十七条第三項」を「第二百一十一条第三項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第三項中「第三百三十八条第一項第二号口から二まで」を「第二百八条第一項第二号口から二まで」に改める。

附則第十九条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第四百四十条（第二百十條において準用する場合を含む）」を「第二百十條（第二百十三條の六において準用する場合を含む）」に、「第四百四十七条第六項」を「第二百十條第七項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十二年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

**第四条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十二年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同条中第十二号を第十四号とし、第四号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 救護施設等 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八條第二項に規定する救護施設又は同条第三項に規定する更生施設をいう。

四 刑事施設等 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院（昭和二十三年法律第六十九号）第一条に規定する少年院、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下この号において「更生保護施設」という。）、法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十五条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設又は更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十二條第三項若しくは第八十五條第三項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第六十二條第二項の救護若しくは同法第八十五條第一項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）をいう。

第二十条第五項中「又は精神科病院」を「精神科病院、救護施設等又は刑事施設等」に改める。

第二十四条中「関係機関」の下に「（第二十八條第二項において「関係機関」という。）」を加える。

第二十八條第二項中「宿泊支援」の下に「並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与」を加え、同条第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定地域移行支援事業者は、前項ただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第四十五條中「宿泊支援」の下に「並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与」を加える。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

**第五条** 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八條の二十六第一項第三号中「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改め、同項第四号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

**第六条** 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五条第二十三項」を「第五条第二十二項」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

**第七条** 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）

**第八条** 次に掲げる省令の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第一条第二項第一号

二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）第二十六條第一項第二号

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

**第九条** 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十一号中「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に改める。

（精神保健福祉法施行規則の一部改正）

**第十条** 精神保健福祉法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「共同生活介護」を削る。

（介護保険法施行規則の一部改正）

**第十一条** 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一百三條の二第二号イ中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同号口中「同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第一百七十條第一項中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

（厚生労働省関係係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

**第十二条** 厚生労働省関係係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

**第十三条** 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第四号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同条第五号の二中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同条第七号中「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四条第一項第一号イ(2)（一）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第十一条第一項第二号イ(2)（一）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第二十一條第一項第二号イ(2)（一）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第二十一條第一項第二号イ(2)（一）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第二十一條第一項第二号イ(2)（一）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第二十一條第一項第二号イ(2)（一）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第二十一條第一項第二号イ(2)（一）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第二十一條第一項第二号イ(2)（一）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第二十一條第一項第二号イ(2)（一）

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第十五条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第三号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第五十九条第八項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第九十条第三項中「第五十二条第一項第二号ロ及びニ、第七項並びに」を「第五十二条第一項第二号ニ及び」に改める。

附則第三条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第十六条** 次に掲げる省令の規定中「第五十五条第十七項」を「第五十五条第十六項」に改める。

一 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第四十九条第一項

二 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)第四十六条第一項

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号及び第三号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十項」に改める。

第九条並びに第十五条第二項第七号及び第三項第二号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部改正)

**第十八条** 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則(平成二十四年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号、第四条第二号及び第五条第二号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

**附則**

**第一条** この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「旧指定障害福祉サービス基準」という。)第二百七条に規定する指定共同生活援助の事業所とみなす。

2 この省令の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所(次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(第五条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。

**第四条** 施行日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは「十」とする。

**第五条** 第三条第二項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十第四項の規定を適用する場合には、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービス」の提供」とする。

**第六条** この省令の施行の前の第十条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第二十三条に規定する共同生活介護を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第十条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

(介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第七条** この省令の施行の前の第十一条による改正前の介護保険法施行規則第一百三十二条の二第二号ロに規定する共同生活介護を行う施設において同号に規定する相談援助の業務(以下この条において「相談援助の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第十一条の規定による改正後の介護保険法施行規則第一百三十二条の二第二号ロに規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

**業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「新指定障害福祉サービス基準」という。)第二百七条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。**

2 この省令の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所(次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(第五条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。

**第四条** 施行日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは「十」とする。

**第五条** 第三条第二項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十第四項の規定を適用する場合には、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービス」の提供」とする。

**第六条** この省令の施行の前の第十条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第二十三条に規定する共同生活介護を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第十条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

(介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第七条** この省令の施行の前の第十一条による改正前の介護保険法施行規則第一百三十二条の二第二号ロに規定する共同生活介護を行う施設において同号に規定する相談援助の業務(以下この条において「相談援助の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第十一条の規定による改正後の介護保険法施行規則第一百三十二条の二第二号ロに規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

**業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「新指定障害福祉サービス基準」という。)第二百七条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。**

2 この省令の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所(次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(第五条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。

**第四条** 施行日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは「十」とする。

**第五条** 第三条第二項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十第四項の規定を適用する場合には、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービス」の提供」とする。

**第六条** この省令の施行の前の第十条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第二十三条に規定する共同生活介護を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第十条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

(介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第七条** この省令の施行の前の第十一条による改正前の介護保険法施行規則第一百三十二条の二第二号ロに規定する共同生活介護を行う施設において同号に規定する相談援助の業務(以下この条において「相談援助の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第十一条の規定による改正後の介護保険法施行規則第一百三十二条の二第二号ロに規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

**告 示**

○農林水産省告示第二千八百七十九号  
種苗法(平成十年法律第八十三号)第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年十一月二十二日 農林水産大臣 林 芳正

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Anturium Schott	ANTHCRAO	Anthura B.V. Anturiumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands	第28375号 平成25年7月23日
Arenaria montana L.	AMOZ0001	Syngenta Crop Protection AG Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland	第28355号 平成25年7月16日